

教育委員会会議録

(定例会)

令和8年1月15日開催

さいたま市教育委員会

| | | | | |
|---|----------|---|--|---|
| 1 | 期 | 日 | 令和8年1月15日(木) | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | |
| 3 | 開 | 会 | 午後2時00分 | |
| 4 | 出席委員 | | 教育長 教育長職務代理者 委員 委員 委員 | 竹居秀子 大谷幸男 石田有世 小山和也 堀田香織 |
| 5 | 欠席委員 | | 委員 | 伊藤華英 |
| 6 | 議場に出席した者 | | 副教育長 教育委員会事務局理事兼管理部長 学校教育部長 生涯学習部長 生涯学習総合センター館長 中央図書館長 管理部参事兼学校施設管理課長 学校教育部参事学事課長 学校教育部参事兼教職員人事課長 学校教育部参事兼総合教育相談室長 学校教育部参事兼高校教育課長 生涯学習部参事兼人権教育推進室長 生涯学習部参事兼文化財保護課長 生涯学習部参事兼青少年宇宙科学館長 生涯学習部参事兼うらわ美術館副館長 中央図書館参事兼管理課長 中央図書館参事兼資料サービス課長 教育総務課長 教育政策室長 武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校開校準備室長 教育財務課長 学校施設整備課長 教職員給与課長 特別支援教育室長 生徒指導課長 健康教育課長 おいしい給食サポート課長 | 栗原章浩 山本高弘 野津吉宏 深津健太郎 杉本達洋 阿部晴光 木村哲也 宮野充 青木貴 米玉利優子 大原照光 益田篤志 小林昌彦 小林勉 釜浩美 内ヶ嶋直哉 大橋義武 小出博康 菱沼孝行 田方靖高 野口秀俊 田嶋真二 横澤一輝 紺野雅弘 坂東千里 武田泰之 河下勝昭 |

館岩少年自然の家所長
生涯学習振興課長
博物館長
生涯学習総合センター副館長
教育課程指導課副参事

伊 澤 昌 二
八 島 典 子
椿 奈 美
大 城 冬 樹
橋 本 大 輔

7 会議録署名委員

石 田 有 世

8 議事等の概要

竹居教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記 おりません。

竹居教育長 本日の会議録の署名委員は、石田委員にお願いいたします。
本日の議案に、報告第2号「さいたま市教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」、報告第3号「さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第7号「さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を追加提出いたします。

本日の議案については、報告第1号、議案第5号は人事に関する案件、報告第2号から第3号、議案第1号から第3号は議会に関する案件、議案第6号は個人情報を取り扱う案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、報告第1号から第3号、議案第1号から第3号、第5号から第6号は非公開となります。

会議の順番ですが、議案第4号、第7号、続いて非公開となる報告第2号、第3号、議案第1号から第3号、第5号、報告第1号、議案第6号の順番で審議することといたします。

なお、議案第3号については、議案説明の後、その質疑を、前半：管理部及び学校教育部、後半：生涯学習部として事務局の入替えをさせていただきます。

議案第4号 さいたま市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 それでは、議案第4号につきまして、事務局から説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第4号「さいたま市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

お手元の資料3ページ「提案理由書」を御覧ください。

「1 改正理由」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されることに伴いまして、規則の改正を行うものです。

「2 改正の概要」は、学校運営に関する基本的な方針について項目を追加するものです。

2 ページの議案書別紙を御覧ください。現在の5項目に加え、「(6) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。」を追加いたします。

なお、略となっている項目は、「(1) 教育課程の編成に関すること。」「(2) 学校経営計画に関すること。」「(3) 組織の編成に関すること。」「(4) 予算の執行に関すること。」「(5) 施設及び設備の管理に関すること。」の5項目でございます。

施行期日は法律の施行と併せ、令和8年4月1日としております。説明は以上です。御審査をお願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。

小山委員 業務量管理とは、具体的にどのように管理するのでしょうか。

生涯学習振興課長 業務量管理・健康確保措置の実施については、教職員人事課が所管として進めているもので、今後、総合教育会議でも報告する予定です。生涯学習振興課は計画の所管ではありませんが、当課の所管する本規則にも影響があるため、文言等の整備をするものです。

竹居教育長 法律が変わったことにより、令和11年度までに月平均30時間程度まで時間外在校等時間を縮減しなければなりません。それに伴って、学校が方策を練る必要がありますが、そのためには学校運営方針の中に取り入れなければなりません。そして、学校運営方針は、コミュニティスクールの学校運営協議会に諮らなければいけないものとなっております。学校運営協議会では今まで、(1) から (5) までの5項目についてお諮りしていましたが、今回の法改正に伴い(6)を加えることになりました。

さらに、学校と教育委員会で働き方改革を進め、計画の実施状況を、毎年総合教育会議に報告しなければならないという義務も明記されております。

石田委員 学校運営協議会の委員数と男女比を教えてください。

生涯学習振興課長 一つの学校で15名以内、小中合同設置の場合は30名以内となっております。

生涯学習部長 男女比につきまして、令和6年度実績では、男性66.8%、女性33.2%となっております。

竹居教育長 それでは議案第4号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 続いて、議案第7号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 議案第7号「さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

議案書は別冊5の1ページから13ページまでとなります。概要につきましては、資料13ページの「さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について」で御説明をさせていただきます。

「1. 概要」でございますが、本議案は、さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則を改正するものでございます。

「2. 改正内容」でございますが、令和7年のさいたま市人事委員会からの給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、令和7年度の教職員の給料月額を上げたことに伴い、昇格、降格前後の級・号給の対応関係を調整するため、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表を改正するものでございます。

「ア. 昇格時号給対応表・降格時号給対応表」でございますが、教職員を昇格又は降格させた際、昇格又は降格前の職務の級の号給が、昇格又は降格後の職務の級において、どの号給になるのかを対応させた表でございます。

「イ．対象給料表」は、学校栄養職給料表及び学校事務職給料表とし、市人事委員会規則の相当職と同様に対応関係を改正するものでございます。教育職給料表は、埼玉県に準じて規定しておりますが、今回の教育職給料表の改定では対応関係に変更が生じないことの確認が取れたことから改正は行いません。

続いて、「ウ．昇格時号給対応表改正のイメージ」でございます。昇格時号給対応表の対応関係設定の考え方ですが、職員を昇格させる際は、業務の複雑・困難の度合いや責任の度合いが上がることを考慮して、昇格前に受けていた給料月額に、一定の加算額を加えた額を基準として、これと同額又は直近上位の額に対応させることを基本としています。

下段の図を御覧ください。イメージですので実際の給料表の額とは異なりますが、左側が給料表改定前、右側が給料表改定後でございます。1級から2級の昇格を例として、矢印がそれぞれの号給の対応先を示しております。

左側の給料表改定前の図を御覧ください。左側一番下の1級29号給の場合、給料月額は270,000円、昇格による加算は8,000円ですので、加算後は278,000円となります。

2級に昇格した際と同額又は直近上位の額は、2級の給料月額の部分を御覧いただきますと、280,000円となりますので、昇格後の対応先は2級13号給ということになります。

続いて、右側の給料表改定後の図を御覧ください。同様に1級29号給の場合、給料月額は271,000円、昇格による加算は8,000円ですので、加算後は279,000円となります。

2級に昇格した際と同額又は直近上位の額は、2級の給料月額の部分を御覧いただきますと280,000円となりますので、給料表改定後の昇格後の対応先は2級9号給ということになります。

この例のように、どの号給からの昇格であっても職務・職責の高まりに応じた一定の加算額（給料の増額効果）が受けられるよう、対応先（矢印の飛びつき先）の見直しが必要となるため、対応表を改正するものでございます。

「3．施行期日」でございますが、教職員の給与改定に係る改正条例の施行日と合わせ、令和7年4月1日とするものです。

説明は以上となります。御審議の程よろしくお願いいたします。

竹居教育長

何かありますか。

大谷委員

令和7年4月1日に遡って施行するということですか。

教職員給与課長 御指摘のとおりです。しかし、改正部分に該当する教職員はおりませんので、実際の影響はございません。

小山委員 手作業で行うのでしょうか。

教職員給与課長 改定がありましたら、その都度手作業で対応しております。

竹居教育長 それでは議案第7号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第7号は原案のとおり可決されました。
ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

報告第2号 さいたま市教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

竹居教育長 それでは再開します。報告第2号について、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 報告第2号「さいたま市教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を御説明いたします。

議案書は、別冊5の14ページから34ページまでとなります。

この報告につきましては、市人事委員会勧告を踏まえた、令和8年度からの教職員の給与の改定等を行うにあたり、改正条例を提出することについての市全体の意思決定の期日が1月9日であり、教育委員会内においても当該期日までに意思決定を行う必要がありましたので、会議を招集するいとまがないことにより教育長が臨時に代理したものでございます。

それでは、33ページの資料「さいたま市教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を御覧ください。

「1. 概要」でございますが、令和7年のさいたま市人事委員会からの給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、教職員の給与の改定等をするため、所要の改正を行うものでございます。

次に、「2. 改正内容」でございます。表を御覧ください。本議案の改正事項は4点ございます。

1点目は、「①給料表の改定」となります。対象は、教員に適用される、教育職給料表（1）、教育職給料表（2）でございます。教育職給料表（1）、（2）については、令和7年11月の教育委員会会議定例会において、市人事委員会の勧告を踏まえ、埼玉県における改定状況等を考慮し、令和7年4月に遡って給料月額を引き上げる改正をすることについて、御説明をさせていただきました。

本定例会での改正内容は、市人事委員会の勧告において、給料月額の引き上げ、ベースアップに加え、埼玉県が令和7年4月1日から行った給料表構造の見直しに準じた改定を令和8年4月から行うものとされていることから、当該給料表を改正するものでございます。

具体的な見直しの内容については、34ページをお願いいたします。別紙「給料表構造の見直しについて」となります。

「1. 給料表構造の見直しの実施時期」でございます。埼玉県及びさいたま市人事委員会による、給料表構造の見直しに係る勧告の時期と実施時期を整理した表となります。

埼玉県は、令和6年の人事委員会勧告に基づき、令和6年度の給与改定を行った上で、令和7年4月1日より国に準じて給料表構造の見直しを行いました。

一方、さいたま市は、令和7年の人事委員会勧告に基づき、令和7年度の給与改定を行った上で、令和8年4月1日より給料表構造の見直しを行います。

次に、「2. 給料表構造の見直しの内容」でございます。

教育職給料表（2）の場合で御説明をいたします。教育職給料表（2）においては、特2級、3級は1号給から12号給までを削除し、13号給を1号給に切替え、14号給以降も順次切替えとなります。4級は1号給から16号給までを削除し、17号給を1号給に切替え、18号給以降も順次切替えとなります。この切替により、特2級、3級、4級の1号給の給料月額が底上げされるとともに、隣接する級と級の間で、給料月額が重なる部分が縮小されます。

なお、本市において、削除する号給を適用されている教員はおりませんので、この改定（給料表の切替）による、教員の給料月額の変更は生じません。

令和7年度以降、市の教育職給料表については、県において既に削除されている号給部分が残っている状態でしたが、今回の給料表構造の見直しを行うことにより、令和8年度以降は、埼玉県の給料表の構造と完全に一致することとなります。

再び資料33ページをお願いいたします。

改正内容の2点目は、「②諸手当に係る規定の整備」となります。対象は、扶養手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当でございます。

改正内容は、職員給与条例の一部改正に伴う規定の整備です。教職員給与条例上、市長部局の職員給与条例を準用している手当の規定について、市長部局の改正に伴い影響を受ける文言等の規定を整備するものとなります。

3点目は、「③地域手当の改定」となります。

改正内容は、地域手当の支給割合について、本市職員であれば在勤する地域に関わらず一律とし、併せて異動保障の措置を廃止することが勧告されていることから、職員と同様に、教職員においても、地域手当の支給割合について一律とすることとし、併せて異動保障の措置を廃止とするものでございます。

4点目は、「④定年前再任用短時間勤務教職員等の手当の改定」となります。対象は、住居手当でございます。

改正内容は、定年前再任用短時間勤務教職員及び暫定再任用教職員を住居手当の支給対象とするものでございます。これらの教職員については、教職員給与条例における住居手当の規定が適用除外となっているため、支給対象とするよう、規定を整備するものでございます。

最後に、「3. 施行期日」は令和8年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 1点目、給料月額の上上げは、管理職の待遇が改善されたことを表し、管理職への魅力に繋がるのでしょうか。

2点目、地域手当について、元々在勤する地域に関わらず一律だったわけではないのですか。

教職員給与課長 1点目、給料表構造の見直しについてですが、今回の改定を適用する教員がおりませんので、効果はございません。しかし、最近の傾向としては、若者を中心に大幅に引き上げております。

2点目、教職員に関しては市内学校勤務ですので、基本的に全員15%です。市長部局の職員の給与条例が適用されている職員の中に、例外の方がおります。被災地派遣の職員、館岩少年自然の家の職員などについて、国の指定する支給割合はさいたま市より低いのですが、

さいたま市職員であれば地域手当も同じにするべきだという人事委員会勧告がありましたので、一律15%となりました。

今までの館岩少年自然の家の職員について、国の指定する地域手当支給割合は0%です。国に準じた異動保障措置として、1年目は15%、2年目は8%の支給がありましたが、3年目以降は本来の支給割合に戻るため0%でした。今回、この措置は廃止となり、一律で地域手当が支給されるようになりましたので、3年目以降も15%の支給が受けられることとなります。

小山委員 1点目、そもそも、なぜさいたま市に地域手当があるのですか。
2点目、教育職給料表（1）と（2）の違いを教えてください。

教職員給与課長 1点目について、国の制度では、職種が一緒であれば給料表は全国一律ですので、地域による物価差を埋めるために地域手当がございます。さいたま市などの地方は、国の給料表と完全に一致はしませんが、国の引上げ等を踏まえて設定しておりますので、給料表の金額はバランスが取れています。さいたま市に勤務する国家公務員の地域手当は15%ですので、それに準じて設定することで国家公務員との給与バランスを取っているということになります。

2点目について、教育職給料表（1）は高校や特別支援学校に勤務する職員に適用され、教育職給料表（2）は小中学校に勤務する職員に適用されるものです。

大谷委員 高校や特別支援学校の教員の方が給料が高いということですから、教育職給料表（1）と（2）に違いがあることが問題です。

小山委員 それも国で決まっているということですよ。

教職員給与課長 平成16年から国立学校は独立行政法人となりましたので、現在、国立の教員はおらず、人事院は管轄しておりません。人事院が全国人事委員会連合会という団体に委託し、給料表のモデルを作成しています。国の考え方を踏襲しておりますので、ほとんど国に準じているということになります。

竹居教育長 それでは、この件は終了といたします。

報告第3号 さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

竹居教育長 続いて、報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

おいしい給食サ
ポート課長 報告第3号「さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に
関する条例の一部を改正する条例の制定について」を御説明いたし
ます。

別冊6の4ページを御覧ください。

提案理由でございますが、国の学校給食費の抜本的な負担軽減措
置を踏まえ、小学校及び特別支援学校小学部の学校給食費無償化す
るために、一部改正をするものでございます。

学校給食費無償化の概要については、6ページを御覧ください。国
の方針としましては、令和8年4月から小学校及び特別支援学校小
学部の負担軽減を実施し、中学校はできる限り速やかに課題を整理
した上で検討していくこととなっております。本市では、国の基準額
を超過した分を市が負担することにより、無償化を実現する予定で
ございます。

学校給食費負担者に関する新旧対照表は、5ページを御覧ください。
小学校の生活保護受給世帯等や、特別支援学校小学部の就学奨励
費受給世帯等の児童につきましては、現行制度で給食費支給となる
ため、学校給食費負担者と定義はいたしますが、実質負担額は0円と
なる予定でございます。

改正の詳細については、3ページを御覧ください。条例改正前後を
記載する新旧対照表となります。第2条の学校給食費負担者の定義
におきまして、小学校及び特別支援学校の小学部においては、現行制
度から学校給食費の支給が継続される生活保護受給者等に限ると整
理することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

竹居教育長 何かありますか。

それでは、この件は終了といたします。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたしま
す。

議案第1号 令和8年度教育行政方針について

竹居教育長 それでは再開します。議案第1号につきまして、事務局から説明を
お願いします。

教育政策室長

議案第1号「令和8年度教育行政方針について」を御説明いたします。

12月25日の検討会で頂戴いたしました、様々な御指摘を踏まえ修正した項目のうち、主なものについて説明をさせていただきます。

お手元に、別冊1「令和8年度教育行政方針について」とA4の別紙「R8教育行政方針策定 指摘事項・意見・対応一覧」をお配りしておりますが、別冊1の議案書を用いて御説明いたします。

1ページから6ページまでにつきましては、検討会資料では網掛けとしておりましたが、教育長年頭訓示を基に新たに作成しております。

3ページを御覧ください。

検討会資料で「I 12年間の学びの連続性を生かした「真の学力」の育成」のリード文に記載しておりました「知・徳・体・コミュニケーション」については、検討会での御意見を踏まえ、3ページ5行目以降に記載することで、令和8年度教育行政方針全体への説明に代えました。

続きまして、7ページ以降の各取組み・事業の主な修正について、説明をさせていただきます。御指摘を踏まえ修正した箇所については、分かるように網掛けをしてあります。

7ページ、8ページを御覧ください。

「(1) カリキュラム・マネジメントの充実による質の高い深い学びの実現」につきまして、7ページに「カリマネ支援パッケージ」や8ページに「教育課程柔軟化サキドリ研究校」について説明を追記しました。

8ページ、9ページを御覧ください。

「(2) 「デジタル学習基盤を活用した学びの改革」につきまして、9ページに「さいたま市スマートスクールプロジェクト (SSSP)」や「スクールダッシュボード」について注釈を加えました。また、9ページ2行目からランドデザインの実現に係る表現を修正しました。

9ページ、10ページを御覧ください。

「(3) 市立高等・中等教育学校の更なる特色化・魅力化の推進」につきまして、「IB」等、市民に分かりにくい言葉については注釈を加えました。

続きまして、14ページを御覧ください。

「(1) グローバル・スタディ及び国際教育の推進」につきまして、5行目からカリキュラムや効果測定に説明を追記しました。

16ページを御覧ください。

「(3) 特別支援教育推進に向けた体制強化」につきまして、1行目から、インクルーシブ教育システムの説明を修正しました。

なお、「(4) 子どもを支える生徒指導の推進」につきましては、令和8年度の取組みの中に、いじめ問題再調査委員会に対する再発防止策がまとめ次第、対応方針等を追記予定です。

18ページを御覧ください。

「(6) 義務教育9年間を見通したキャリア教育の推進」につきまして、18ページ19行目から「未来くるキャリアカリキュラム」の説明を加えました。

18ページ、19ページを御覧ください。

「(7) 主体的に社会の形成に参画する児童生徒の育成」につきまして、19ページ10行目から、社会の問題解決に関わる企業等との連携に文章を修正しました。

28ページを御覧ください。

「(2) チャレンジスクールの充実」について、9行目からオンラインプログラムの説明を追記しました。

31ページを御覧ください。

「Step Up 通過者特別選考」と「大学3年生 Step Up 選考」について注釈を加えました。

以上、主な修正箇所などについて説明させていただきました。

最後に、先日の検討会にて御質問をいただいております、学びが遅れている子どもに対する取組みについては、教育行政方針には記載がございませんが、朝学習等で、デジタルドリルを活用した習熟を図る時間の実施や、夏季休業中に、地域と連携した学習教室の開催、定期テスト前のテスト期間中に、教科別の質問会の開催、長期欠席により学習が遅れている児童生徒に対して、空き時間に個別の時間割を組んで指導の実施など、様々な取組みを行っているところです。

その他、昨年度教育委員会会議にて、市民に分かりやすいよう教育行政方針の概要版の作成についても御意見をいただきましたので、お手元にお配りしております、A4の別紙「令和8年度教育行政方針概要」も作成しているところです。

説明は以上でございます。御審議の程よろしく願いいたします。

竹居教育長

何かありますか。

小山委員

10ページの注釈番号が、本文とずれているので修正をお願いします。

教育政策室長

御指摘ありがとうございます。修正いたします。

大谷委員 1点目、やはり、誰一人取り残さない教育にはこだわりがあります。ぜひ次回は具体的な方策を取り入れて、学校をリードしていただきたいです。例えば、5年生までに全員が九九を言えるようになるための具体策を検討するなど、今後の課題として残しておきます。

2点目、感覚的な意見ですが、「改革に挑んでまいります。」や「成長していくのです。」という文言が少し気になりました。

小山委員 16ページの網掛け部分ですが、「包摂的な教育」と「インクルーシブ教育」という同義語が重複してしまっていますので、御修正いただくと良いと思います。

教育政策室長 御指摘ありがとうございます。改めて精査いたします。

竹居教育長 それでは、本日は検討会での指摘事項への修正も含め、教育委員の皆様から御意見をいただきました。今後は、2月定例会初日に議場での配布、演説を予定しておりますが、同日に行われます、市長による施政方針との整合など、本日の議案から修正すべき必要が生じた際には、本日いただいた御指摘への修正も含め、事務局一任ということによろしいでしょうか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 それでは、出席委員全員の賛成により、議案第1号につきましては、事務局一任ということで可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第2号 令和7年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

竹居教育長 それでは再開します。議案第2号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育財務課長 議案第2号「令和7年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について」を御説明いたします。

それでは、はじめに別冊2の17ページをお願いします。

提案理由でございますが、令和7年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）は、公共施設の劣化、不具合による機能低下等を改善するため、建物の外部や設備の修繕等を行うための経費の増額、新和小

学校のリフレッシュ工事及び学級数の増加に対応するために設置を予定している仮設校舎について、建設に当たり、既存擁壁の改修を行う必要があることに伴う債務負担行為の設定、及び各事業における契約差額等によって生じた事業費の減額等について、市長に申出するものです。

次に4ページをお願いします。第1表「歳入歳出予算補正」でございます。

まず上の表、歳入につきましては、右から2つ目、補正額の列を御覧ください。一番下の行、歳入合計5億900万2千円の減額補正となります。

次に下の表、歳出につきましては、歳出合計21億1,528万6千円の減額補正となります。詳細については、のちほど御説明します。

次に5ページをお願いします。第2表「継続費補正」でございます。

上から3番目「岩槻小学校校舎改築等実施設計事業」、5番目「新和小学校校舎改修事業」、8番目「三橋中学校校舎改築等実施設計事業」を除く7事業については、令和7年度を継続費の最終年度としているもの等で、契約差額や工事進捗にあわせ、令和7年度の年割額及び総額を減額補正するものです。

上から3番目の「岩槻小学校校舎改築等実施設計事業」、8番目の「三橋中学校校舎改築等実施設計事業」については、設計プランを再検討する必要が生じたこと、5番目の「新和小学校校舎改修事業」については、仮設校舎建設の遅れにより工事を延期する必要が生じたことに伴い、継続費の期間及び年割額の変更を行うものです。

なお、詳細については、14ページ、15ページに記載しています。

続いて6ページをお願いします。第3表「繰越明許費補正」でございます。

追加分として1番目の「中学校施設等維持管理事業(学校施設管理課)」、3番目の「公民館安心安全事業」、4番目の「市立博物館管理運営事業」、5番目の「青少年宇宙科学館管理運営事業」につきましては、今回の補正予算で予算化する「公共施設の修繕等」について、年度内の完了が見込めないため、次年度に繰り越すものです。

2番目の「中学校施設等整備事業」につきましては、大谷場中学校、東浦和中学校の体育館空調設置工事について、一部機器の納入が工期中に間に合わず、年度内の事業完了が見込めないため、次年度に繰り越すものです。

6番目の「学校給食管理運営事業」につきましては、給食費徴収管理システム改修業務について、データ連携を行う就学援助システムの標準化対応に日数を要し、年度内の完了が見込めないもの、及び今

回の補正予算で予算化する「公共施設の修繕等」について、年度内の完了が見込めないため、次年度に繰り越すものです。

変更分として、1番目の「小学校営繕事業」、2番目の「中学校営繕事業」につきましては、今回の補正予算で予算化する「公共施設の修繕等」について、年度内の完了が見込めないため、次年度に繰り越すものです。

続いて7ページをお願いします。第4表「債務負担行為補正」でございしますが、後ほど事務事業概要で詳細を説明させていただきます。

次に補正予算の詳細について御説明します。10ページをお願いします。

「1歳入」の事項別明細書を御覧ください。2月議会に関しましては、年度最後の議会となるため、通常の新たに行う取組みに関し予算を増額する補正予算と、各事業の決算見込額にあわせて予算額を減額する補正予算の2つの要素が入った補正予算となっています。

続いて、12、13ページの「2歳出」の事項別明細書を御覧ください。

表の一番右側の説明欄に、各事務事業名を表記していますが、金額の前に△印がついているものは、先ほど説明した決算見込額にあわせて減額補正を行う事業となっています。

減額補正額2億8,706万1千円減、増額予算額2億7,177万5千円増、増減合計(歳出補正額)2億1,528万6千円減、また、事業名のみで金額が記載されていない事業、例えば1項教育総務費2目事務局費の1職員人件費(教育総務課)は、歳出予算額は変えずに関係する歳入(財源)のみ補正を行う事業となっております。

続きまして、「通常補正分」として補正を行う事業について御説明します。20ページの事務事業概要をお願いします。

今回は全市的に公共施設の劣化、不具合による機能低下等を改善するため、建物の外部や設備の修繕等を実施するもので、教育委員会事務局分といたしましては、表上の下から7事業「小学校営繕事業」から「学校給食管理運営事業」で、補正額は合計しますと2億7,177万5千円でございます。年度内の完了が見込めないため、全額繰越明許するものでございます。

最後に21ページをお願いします。

学校施設整備課所管の「新和小学校仮設校舎賃借料(追加分)」でございします。新和小学校のリフレッシュ工事及び学級数の増加に対応するために設置を予定している仮設校舎について、建設に当たり、既存擁壁の改修を行う必要があるため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

説明は、以上でございます。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 時勢柄、年度内の完了が見込めないことは仕方がないと思うのですが、学校教育に支障をきたすことはありませんよね。

学校施設整備課長 例えば新和小学校の工事が遅れておりますが、校長や教員の御尽力もあり、子ども達の学びが滞るということは起きておりません。

竹居教育長 それでは議案第2号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第3号 令和8年度さいたま市一般会計予算（教育費）について

竹居教育長 それでは再開します。議案第3号となります。

会議の冒頭でも御説明をさせていただきましたが、質疑については前・後半に分けさせていただきます。

議案全体の説明及び前半の質疑応答、事務局の入替えを行い、後半の質疑応答のあと、採決をさせていただきます。

教育財務課長 議案第3号「令和8年度さいたま市一般会計予算（教育費）について」を御説明いたします。

それでは、はじめに別冊3の19ページをお願いします。

提案理由でございます。令和8年度さいたま市一般会計予算の教育費に係る歳入歳出予算について、市長に申出するものでございます。

次に4ページをお願いします。第1表「歳入歳出予算」でございます。教育委員会所管の歳入予算合計は、表の一番右下にあるとおり、233億1,016万2千円、歳出予算合計は、5ページの表の一番右下にあるとおり、1,201億4,108万円と過去最大の予算規模となります。

次に6ページをお願いします。第2表「継続費」でございます。

継続費は、設計や工事などに複数年を要する事業で、今回新たに設定するのは、大戸小学校プール改修事業等で合計3事業となります。それぞれの事業の総額と年割額を定めるものでございます。詳細については、16ページに記載しています。

次に7ページをお願いします。第3表「債務負担行為」でございませう。

令和8年度予算で新たに設定する債務負担行為は、「教職員人事給与システム賃借料」から「さくら草特別支援学校スクールバス運行業務」まで、合計22事業となります。

業務委託や賃貸借における複数年契約など、将来にわたる財政負担を担保するために設定するもので、それぞれ期間及び限度額を定めるものでございます。詳細については、17ページに記載しています。

続いて10ページをお願いします。10ページから12ページまでに、教育委員会に係る歳入予算の明細を記載しています。

令和8年度の歳入予算額の合計は、12ページ一番下の段の本年度の欄にあるとおり、233億1,016万2千円となります。前年度からは、3億8,058万8千円の増加でございませう。

次に13ページをお願いします。「10款 教育費」は「1項 教育総務費」から15ページの「8項 特別支援学校費」までです。

令和8年度の教育費の歳出予算額の合計は、15ページ1番下の段の本年度の欄にあるとおり、1,201億4,108万円となります。前年度からは、2億9,659万4千円の増加でございませう。ちなみに、今回の市全体の一般会計予算額は、7,160億円と過去最大規模で今年度から126億円の増加になると聞いています。令和7年度の給与改定や人員増の影響等による職員人件費の増などが、教育費予算の増加につながったものと考えています。約3億円増加の内訳といたしましては、職員人件費が約72億円増、武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校や大和田小学校の整備費用が約69億円減となっております。

続きまして、21ページをお願いします。21ページ以降が各事務事業の概要でございませう。人件費以外の教育委員会所管のすべての事務事業を掲載しています。

ここでは、令和8年度当初予算における教育委員会の主要事業と考えている6事業について、御説明します。

最初に37ページをお願いします。下段の特別支援教育室所管「特別支援教育推進事業」＜主な事業＞の「5 特別支援学校の通学支援の実施」を御覧ください。令和8年度の新規事業でございまして、市立特別支援学校に在籍する、登下校時に医療的ケアを必要とする児

童生徒に対し、通学時に看護師を派遣することで、教育環境の充実を図るものでございます。

次に38ページをお願いします。上段の総合教育相談室所管「教育相談推進事業」の〈主な事業〉「5 「いろどり学園」の開校」を御覧ください。令和8年度の拡大事業でございまして、いろどり学園小学部・中学部を開校するとともに、本校及び市内6か所のキャンパスで教育活動を円滑に行うことができるよう管理及び環境整備を行うものでございます。

次に40ページをお願いします。下段の教育研究所所管「教育情報ネットワーク推進事業」〈主な事業〉の「5 次世代型校務支援システムの構築と教職員用コンピュータの更新」を御覧ください。令和8年度の拡大事業でございまして、校務の効率化を図り、教職員が児童生徒に向き合う時間と情報セキュリティを確保するため、教職員用コンピュータと校務支援システムの更新及び運用を行うものです。

次に56ページをお願いします。上段の教育政策室所管「生涯学習推進事業（教育政策室）」〈主な事業〉の「1 特別教室開放のための予約システム及びスマートロックの整備」を御覧ください。令和8年度の新規事業でございまして、大和田小学校において、スクールコミュニティの形成を推進するために、地域住民が学校の特別教室を活用出来る仕組みを整備するものでございます。

次に59ページをお願いします。上段の生涯学習総合センター所管「公民館安心安全整備事業」〈主な事業〉の「2 公民館施設の維持改修」を御覧ください。令和8年度の拡大事業でございまして、公民館施設の修繕及び蛍光灯のLED化を行うものでございます。

最後に66ページをお願いします。上段のおいしい給食サポート課所管「学校給食管理運営事業」〈主な事業〉の「5 小学校給食費の無償化と中学校給食費の物価高支援」を御覧ください。令和8年度の拡大事業でございまして、国の学校給食費の抜本的な負担軽減が決定したことに伴い、小学校給食費の保護者負担を完全無償化するとともに、引き続き、中学校給食費の物価高分について支援を行うものです。

説明は以上でございます。

なお、本議案書の内容につきましては、「予算及び予算説明書」「予算案の概要」として、1月30日の市長定例記者会見の席で正式に公表される予定でございます。申し訳ございませんが、お手元の資料は、本日の審議が終わりましたら、回収とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

竹居教育長 ただいま御説明をいただいた予算案のうち、管理部及び学校教育部の部分について、御質問等はございますか。

大谷委員 一般会計に占める教育費の総額は何%でしょうか。

教育財務課長 一般会計が7,160億円、教育費が1,201億円ですので、16.8%です。昨年度は17%でした。民生費に続いて2番目に多くなっております。

小山委員 37ページの「特別支援教育推進事業」の特記に「市立特別支援学校に在籍する登下校時に医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、通学支援事業を実施します。」とありますが、具体的にどのようなことでしょうか。

学校教育部長 以前から議会でも御指摘のある部分です。医療的ケアを必要とする児童生徒の支援について、学校内では看護師が吸引等を行っておりますが、それを登下校中も可能にするものです。福祉車両や保護者が送迎する車両に看護師が同乗して、必要に応じて医療的ケアを行うなど、登下校中の保護者の不安を取り除くための新規事業となっております。

竹居教育長 以上でよろしいですか。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、議案第3号の審議を再開いたします。

<事務局入替え>

竹居教育長 それでは再開します。先ほど御説明をいただいた予算案のうち、生涯学習部の部分について、御質問等はございますか。

大谷委員 生涯学習部に関して、特筆すべき事業はありますか。

教育財務課長 資料58ページ上段の「2 モデル公民館事業」がございまして、常盤公民館等の特色ある公民館を選び、新たな取り組みを行うものです。そのほか、生涯学習部の管轄である公民館や出先機関の施設がかなり傷んできておりますので、修繕の予算が多くついております。

竹居教育長 以上でよろしいですか。

